

## 高速自動車国道法施行令の一部を改正する政令案要綱

### 第一 高速自動車国道と連結することができる施設の追加

高速自動車国道と連結することができる施設として、道路（高速自動車国道を除く。）と当該高速自動車国道とを連絡する公共用通路であつて、その公共用通路に代わるべき適当な道路がないものを追加すること。

### 第二 施行期日

この政令は、公布の日から施行するものとする。

政令第 号

高速自動車国道法施行令の一部を改正する政令

内閣は、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第十一条第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

高速自動車国道法施行令（昭和三十二年政令第二百五号）の一部を次のように改正する。

第五条中「飛行場内の公共用通路」を「次に掲げる施設」に改め、同条に次の各号を加える。

一 道路（高速自動車国道を除く。）と当該高速自動車国道とを連絡する公共用通路であつて、その公共用通路に代わるべき適当な道路がないもの

二 飛行場内の公共用通路

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

## 理由

高速自動車国道に連結することができるとして、道路（高速自動車国道を除く。）と当該高速自動車国道とを連絡する公共用通路であつて、その公共用通路に代わるべき適当な道路がないものを追加する必要があるからである。